

広島修道大学経済科学会会則

- 第1条 本会は、広島修道大学経済科学会と称する。
- 第2条 本会は、本部を広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号広島修道大学内に置く。
- 第3条 本会は、広島修道大学内における学術研究の促進をはかり、学問の進歩、経済社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 機関誌、学術報告書等の刊行
(2) 研究会、講演会の開催
(3) その他、理事会において適当と認めたこと。
- 第5条 本会の会員は、通常会員（本学専任教員）、学生会員（経済科学部）、同窓生会員及び特別会員（会長の推薦により理事会において定める。）の4種により構成する。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 広島修道大学学長
(2) 理事 若干名 通常会員の互選による。
(3) 監事 1名 通常会員の互選による。
2 役員の内任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2 会長及び理事は理事会を組織し、重要な会務を決定する。
3 理事は、理事会の決定に従って会務を処理する。
4 監事は会計を監査し、その結果を会長に報告する。
- 第8条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、総会において、会務を報告する。
- 第9条 本会の経費は、会費その他の収入金をもってこれに充てる。
2 会費は、通常会員は年額4,000円とし、学生会員及びその他の会員は、2,000円とする。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 第11条 会則の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この会則は、1997年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、第2条、第9条2項を改正し、1998年4月1日から施行する。